

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第103号

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第6号に次のただし書を加える。

ただし、京都市特定環境保全公共下水道条例第15条第1項の規定による使用料の徴収にあつては、京都市地域水道条例第1条第2項に規定する給水区域内において汚水を排除する者に係るものに限る。

第2条第2項中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例施行規則第3条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第7条各号列記以外の部分並びに第8条第1項各号列記以外の部分及び第2項」を「京都市特定環境保全公共下水道条例施行規則の規定（第15条第3項を除く。）」に、「これら」を「同規則」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)